

清泉女子大学大学院学則

第1章 総則

(学則の目的)

第1条 この学則は、清泉女子大学（以下「本学」という。）学則第7条に基づき、清泉女子大学大学院（以下「本学大学院」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(本学大学院の目的)

第2条 本学大学院は、キリスト教世界観に立つ本学の建学の理念に基づき、総合的かつ精深・高度な学識を授けるとともに、教員と学生が研究や討論の場を通じて学術研究の成果を挙げ、専門的知識と研究能力を備えた国際社会に活躍し得る人材を育成し、文化の進展に寄与することを目的とする。

第2章 組織

(研究科)

第3条 本学大学院に、次の研究科を置く。

人文科学研究科

(課程)

第4条 人文科学研究科に、博士課程及び修士課程を置く。

② 博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

③ 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

(専攻及び専攻の目的)

第5条 博士課程に、人文学専攻を置く。

② 修士課程に、言語文化専攻、思想文化専攻及び地球市民学専攻を置く。

③ 各専攻の人材育成その他教育研究上の目的は、次の各号のとおりとする。

1 人文学専攻は、言語文化と思想文化の有機的統合による新しい視点からの学際的かつ総合的な研究と教育を行い、高度な専門知識と研究能力を持つ人材の育成を目的とする。

2 言語文化専攻は、文学、言語及び第二言語教育の研究において、体系的・総合的・横断的に学識を深め、幅広い視野と高い専門性を持つ人材の育成を目的とする。

3 思想文化専攻は、哲学、宗教学、美術史学及び文化史学において、人間の思考活動を基盤に形成された思想文化に関する研究と教育を行い、他分野をも兼修することにより、諸文化を広い視野から深く考察できる人材の育成を目的とする。

4 地球市民学専攻は、地球社会論と多文化理解とをフィールドワークで結びつつ、地球的に考え、各地で活動する人びとのための、学際的かつ実際的な研究と教育を行い、地球市民的な視野と知識で高度な職業や社会活動を実践する人材の育成を目的とする。

(標準修業年限)

第6条 研究科の標準修業年限は、次のとおりとする。

1 博士課程 3年

2 修士課程 2年

(学生定員)

第7条 本学大学院の学生定員は、次のとおりとする。

研究科	課程	専攻	入学定員	収容定員
人文科学研究科	博士	人文学専攻	5名	15名
		言語文化専攻	6名	12名
	修士	思想文化専攻	6名	12名
		地球市民学専攻	5名	10名

第3章 教員及び運営組織

(研究科担当教員)

第8条 本学大学院には、教授、准教授、講師その他必要な教員を置く。教員は、主として本学学部教員のうちから充てる。

(研究科長)

第9条 研究科に、研究科長を置く。

② 研究科長は、本学大学院における授業及び研究指導を行う教授をもって充てる。

③ 研究科長は、研究科委員会の推薦を参照し、学長が任命する。

(研究科委員会)

第10条 本学大学院に、研究科委員会を置く。

② 研究科委員会は、次に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

1 学生の入学及び課程の修了に関する事項

2 学位の授与に関する事項

3 学位論文の審査に関する事項

4 教育課程に関する事項

5 教員の選考、昇任に関する事項

6 学生の懲戒に関する事項

7 前6号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

③ 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

④ 前項に関する規定及び研究科委員会の運営に関する規定は、別に定める。

(事務組織)

第11条 本学大学院に関する事務の執行は、本学の事務組織がこれにあたる。

第4章 教育課程、単位及び履修方法等

(教育方法)

第12条 本学大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

(授業科目及び単位数)

第13条 授業科目及び単位数は、別表第1の定めるところによる。

(履修方法)

第14条 学生は、博士課程及び修士課程における在学期間中にそれぞれの課程において定められた授業科目を履修し、必修科目及び選択科目を合わせて、博士課程においては14単位以上、修士課程においては32単位以上を修得し、かつ、研究指導を受けなければならない。

② 学生は、履修する授業科目の選択及び学位論文の作成に当たっては、当該学生の研究指導を担当する教員（以下「指導教員」という。）の指導を受けなければならない。

③ 学生が入学前に大学院において修得した単位については、修士課程に入学した場合に限り、学長の求めに応じ研究科委員会で審議し、学長は、10単位を超えない範囲で、本学大学院修士課程の修了に必要な単位に含めることができる。

(他の大学院等における授業科目の履修)

第15条 指導教員が教育研究上有益と認めたときは、修士課程の学生は他の大学院の授業科目並びに他大学及び本学の学部授業科目を履修することができる。

② 前項の規定により修得した単位は、合計10単位を超えない範囲で、本学大学院修士課程の修了に必要な単位に含めることができる。ただし、第14条第3項の規定により認定された単位と合わせて10単位を超えないものとする。

③ 指導教員が教育研究上有益と認めたときは、博士課程の学生は他の大学院の授業科目及び本学大学院修士課程の授業科目並びに他大学及び本学の学部授業科目を履修することができる。

④ 前項の規定により修得した単位は、他の大学院及び本学大学院修士課程において修得した単位に限り、4単位を超えない範囲で、本学大学院博士課程の修了に必要な単位に含めることができる。

第16条 指導教員が教育研究上有益と認めたときは、学生が他の大学院及び研究所において必要な研

究指導を受けることを認めることができる。

- ② 当該研究指導を受ける期間は、1年を超えることはできない。

(単位の認定)

第17条 授業科目の単位の認定は、試験又は研究報告により、当該科目担当教員の評価に基づき、学長の求めに応じ研究科委員会で審議し、学長が行う。

第5章 課程の修了及び学位の授与

(修士課程の修了要件)

第18条 修士課程を修了するためには、本学大学院修士課程に2年以上在学し、所定の授業科目について、32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本学大学院の行う修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に關しては、優れた業績を上げたと認める者については、本学大学院修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

- ② 前項の場合において、研究科が当該修士課程の目的に応じ適當と認める場合は、特定の課題についての研究の成果をもって修士論文の審査に代えることができる。

(博士課程の修了要件)

第19条 博士課程を修了するためには、本学大学院博士課程に3年以上在学し、所定の授業科目について、14単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本学大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に關しては、優れた業績を上げたと認める者については、本学大学院博士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

- ② 前項の規定は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第70条の2の規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者が、博士課程に入学した場合に準用する。

(学位論文の審査)

第20条 学位論文の審査及び最終試験は、研究科委員会において審査委員会を設けて行い、その判定は、審査委員会の報告に基づく研究科委員会の審議を経て、学長が決定する。

(課程修了の認定)

第21条 課程修了の認定は、研究科委員会の審議を経て、学長が行う。

(学位の授与)

第22条 本学大学院を修了した者に対しては、本学大学院学位規程の定めるところにより、博士及び修士の学位を授与する。

- ② 学位の授与に関する規程は、別に定める。

(教育職員免許状)

第23条 本学大学院において、教育職員免許状（中学校専修及び高等学校専修）を取得しようとする者は、授業科目中より教育職員免許法及び同法施行規則に定める必要単位数を修得しなければならない。ただし、各々に該当する一種普通免許状の取得資格を有する者に限る。

- ② 本学大学院において、取得できる教育職員免許状の種類は次のとおりとする。

	専攻	免許状の種類	免許教科
人文科学研究科	言語文化専攻	中学校教諭専修免許状	国語・英語・イスパニア語
		高等学校教諭専修免許状	国語・英語・イスパニア語
	思想文化専攻	中学校教諭専修免許状	社会・宗教
		高等学校教諭専修免許状	地理歴史・公民・宗教

第6章 入学、休学、復学、退学、再入学及び留学

(入学資格)

第24条 本学大学院修士課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 1 学士の学位を有する者
- 2 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

- 3 文部科学大臣の指定した者
 - 4 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
 - 5 その他本学大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- ② 本学大学院博士課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- 1 修士の学位を有する者
 - 2 外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - 3 文部科学大臣の指定した者
 - 4 その他本学大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
(入学の時期)

第25条 入学時期は、学期の始めとする。

(入学の出願)

第26条 入学志願者は、入学願書に所定の書類を添付して提出するとともに、検定料を納めなければならない。

(入学者の決定)

第27条 入学志願者に対しては、別に定める選抜試験を行う。

第28条 選抜試験等の結果合格した者は、別に定めるところにより、入学の手続きをとらなければならぬ。

② 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(休学)

第29条 病気その他やむを得ない理由により3ヶ月以上修学することができないときは、保証人連署の上、休学を願い出ることができる。

② 病気のため修学することが適当でないと認められる者については、休学を命じることがある。

(休学期間)

第30条 休学の期間は、当該年度を超えることはできない。なお、引続き休学を希望する場合は、あらためて休学願を提出しなければならない。

② 休学期間は、修士課程では通算して2年、博士課程では通算して3年を超えることはできない。

③ 休学期間は在学期間に算入しない。

(復学)

第31条 休学期間中においても、その事由が消滅した場合は、復学を願い出ることができる。

(退学)

第32条 退学を希望する者は、保証人連署の上、退学願を提出しなければならない。

② 次の各号の一に該当する者は、退学とする。

- 1 病気その他の理由により、成業の見込みがないと認められる者
- 2 第35条の在学期間を経て、なお所定の課程を修了できない者
- 3 第30条の休学期間を超えて、なお修学できない者
- 4 学生納付金を納付期日を過ぎて督促して、なお納付しなかった者

(再入学)

第33条 前条第1項並びに第2項第1号、第3号及び第4号の規定によりいったん退学した者が再入学を願い出た場合、研究科委員会の審議を経て、学長は、これを許可することができる。

(留学)

第34条 学長の求めに応じ研究科委員会で審議し、学長が教育上有益と認めたときは、外国の大学及び大学院又はこれに相当する教育・研究機関等に留学することができる。

② 留学の期間は1年とし、これを延長する必要がある場合は、1年ごとに申請するものとする。ただし、留学期間は、原則として2年を超えることはできない。

③ 前項に規定する留学期間は、休学としない。

④ 留学期間中、外国の大学及び大学院において取得した単位については、次のとおりとする。

- 1 修士課程の学生については、10単位を超えない範囲で本学大学院修士課程の修了に必要な単位に含めることができるるものとする。ただし、第14条第3項及び第15条第2項の規定により認定された単位と合わせて10単位を超えないものとする。

2 博士課程の学生については、4単位を超えない範囲で、本学大学院博士課程の修了に必要な単位に含めることができる。ただし、第15条第4項の規定により認定された単位と合わせて4単位を超えないものとする。

(在学期間)

第35条 在学期間は、修士課程においては4年、博士課程においては6年を超えることはできない。

第7章 科目等履修生、聴講生、大学院研究生、委託生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第36条 本学大学院研究科の授業科目のうち、特定の科目等の履修を希望する者があるときは、教育研究に支障のない限り、選考の上、科目等履修生として履修を許可し、履修科目の単位を認定することがある。

(聴講生)

第37条 本学大学院研究科の授業科目のうち、特定の科目の聴講を希望する者があるときは、教育研究に支障のない限り、選考の上、聴講生として聴講を許可することがある。

(大学院研究生)

第38条 本学大学院において、特定の課題について研究指導を受けることを希望する場合、選考の上、大学院研究生として入学を許可することがある。

② 大学院研究生となることのできる者は、本学大学院学則第24条第2項の資格を有する者及び他の大学院又は外国の大学院との協議に基づき認められた当該大学院に在籍する者とする。

③ 大学院研究生の期間は、1年以内とする。ただし、選考の上、期間延長を許可することがある。

(委託生)

第39条 公共団体又はその他の機関から本学大学院の特定授業科目について修学を委託される者があるときは、選考の上、委託生としてこれを許可することがある。

(外国人留学生)

第40条 本学大学院に、外国人留学生として入学を志願する者には、別に定めるところにより選考の上、入学を許可することがある。

第8章 入学検定料及び学生納付金

(学生納付金等)

第41条 入学検定料及び学生納付金については、別表第2の定めるところによる。

(納入方法)

第42条 学生納付金は、出席の有無にかかわらず、年額を4月1日から4月20日までの間に納付しなければならない。ただし、年額の2分の1をそれぞれ前期は4月1日から4月20日まで、後期は10月1日から10月20日までに分割して納付することができる。

(学生納付金の減免等)

第43条 休学を許可され、又は命ぜられた者は、休学期間中も学生納付金を納付しなければならない。ただし、所定の期日までに休学願を提出した場合に限り、休学者・復学者・再入学者・編入学者・学士入学者及び留年者の学生納付金取扱内規により、減額する。

② 学年の中途で退学する者は、学生納付金を納付しなければならない。ただし、前期中に退学する者については、所定の期日までに退学願を提出した場合に限り、年額の2分の1を減額する。

③ 復学者及び標準修業年限を超えて在籍する者の学生納付金の額は、休学者・復学者・再入学者・編入学者・学士入学者及び留年者の学生納付金取扱内規により、減額する。

第9章 奨学生

(給与奨学生)

第44条 成績優秀、品行方正にして、経済的援助を必要とする学生に対し、学長の求めに応じ研究科委員会で審議し、学長はこれを給与奨学生とし、奨学金を給与する。

第10章 賞罰

(褒賞)

第45条 本学大学院の学生にして特に推奨すべき者に対し、学長の求めに応じ研究科委員会で審議し、学長はこれを褒賞することができる。

(懲戒)

第46条 学長は、研究科委員会の審議を経て、本学大学院学則に違反し、その他学生の本分にもとる

行為をなしたと判断した場合、その輕重によりこれを懲戒することができる。

② 懲戒は退学、停学及び訓告の3種とする。ただし、退学は次の各号の一に該当する学生に対して行う。

- 1 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
- 2 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- 3 正當の理由がなくして欠席が長期にわたる者

第11章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第47条 本学大学院の学年は、4月1日から翌年3月31日までとし、4月1日から9月30日までを前期、10月1日から翌年3月31日までを後期とする。

② 必要がある場合は、学長は前項の学期を臨時に変更することができる。

(休業日)

第48条 本学大学院の休業日を次のとおり定める。

- 1 日曜日
- 2 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- 3 本学の創立記念日 5月18日
- 4 夏期休業 8月1日から9月30日まで
- 5 冬期休業 12月23日から翌年1月7日まで
- 6 春期休業 3月20日から3月31日まで

② 必要がある場合は、学長は前項の休業日を臨時に変更することができる。

③ 第1項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。

第12章 厚生施設等

(厚生施設等)

第49条 本学大学院学生の生活を円滑にし、修学の目的を達成するため厚生施設を置く。

(保健室)

第50条 本学大学院学生の健康増進のため、保健室を設け、学校医を置く。

第13章 自己点検・評価

(自己点検・評価)

第51条 本学大学院は第2条の目的を達成するため、自らの点検・評価を行う。

② 点検項目及び実施体制については、別に定める。

附 則 1

この学則は、平成5年4月1日より施行する。

附 則 2

① この学則の改正は、平成6年4月1日より施行する。

② この学則の改正前より在学する学生については、なお従前の例による。

附 則 3

① この学則の改正は、平成7年4月1日より施行する。

② この学則の改正前より在学する学生については、なお従前の例による。

附 則 4

① この学則の改正は、平成8年4月1日より施行する。

② この学則の改正前より在学する学生については、なお従前の例による。

附 則 5

この学則の改正は、平成9年4月1日より施行し、第42条に規定する別表第2の(1)入学検定料について、平成8年11月1日より適用する。

附 則 6

この学則の改正は、平成10年4月1日より施行する。

附 則 7

この学則の改正は、平成11年4月1日より施行する。

附 則 8

この学則の改正は、平成12年4月1日より施行する。

附 則 9

この学則の改正は、平成13年4月1日より施行する。

附 則 10

この学則の改正は、平成14年4月1日より施行する。

附 則 11

この学則の改正は、平成15年4月1日より施行する。

附 則 12

この学則の改正は、平成16年4月1日より施行する。

附 則 13

この学則の改正は、平成17年4月1日より施行する。

附 則 14

この学則の改正は、平成18年4月1日より施行する。

附 則 15

この学則の改正は、平成19年4月1日より施行する。

附 則 16

この学則の改正は、平成20年4月1日より施行する。

附 則 17

この学則の改正は、平成21年4月1日より施行する。

附 則 18

この学則の改正は、平成22年4月1日より施行する。

附 則 19

この学則の改正は、平成23年4月1日より施行する。

附 則 20

この学則の改正は、平成24年4月1日より施行する。

附 則 21

本学則の改正は、平成25年4月1日より施行する。ただし、第30条第2項に規定する休学期間の上限は、平成25年度入学者より適用する。

附 則 22

この学則の改正は、平成26年4月1日より施行する。

附 則 23

この学則の改正は、平成27年4月1日より施行する。

附 則 24

この学則の改正は、平成28年4月1日より施行する。

附 則 25

この学則の改正は、平成29年4月1日より施行する。

附 則 26

この学則の改正は、平成30年4月1日より施行する。

附 則 27

この学則の改正は、平成31年4月1日より施行する。

附 則 28

この学則の改正は、令和2年4月1日より施行する。

附 則 29

この学則の改正は、令和3年4月1日より施行する。

附 則 30

この学則の改正は、令和4年4月1日より施行する。

附 則 30

この学則の改正は、令和4年4月1日より施行する。

附 則 31

この学則の改正は、令和5年4月1日より施行する。

別表第1

人文科学研究科

1 人文学専攻博士課程

区分	科目名	基準単位	履修単位	備考
専門科目	日本文学研究 I	4		専門科目、関連科目を合わせて14単位（4 単位以上は専門分野外から、10単位以上は専門分野から選択し、修得すること。）以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本学大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格しなければならない。
	日本文学研究 II	4		
	日本文学研究 III	4		
	日本文学研究 IV	4		
	日本文学研究 V	4		
	日本文学研究 VI	4		
	日本文学研究 VII	4		
	英語圏文学研究 I	4		
	英語圏文学研究 II	4		
	英語圏文学研究 III	4		
	スペイン語圏文学研究 I	4		
	スペイン語圏文学研究 II	4		
	スペイン語圏文学研究 III	4		
	日本語学研究 I	4		
	日本語学研究 II	4		
	スペイン語学研究 I	4		
	スペイン語学研究 II	4		
	言語学特殊研究 I	4		
	言語学特殊研究 II	4		
	応用言語学特殊研究 I	4		
	応用言語学特殊研究 II	4		
	応用言語学特殊研究 III	4		
	応用言語学特殊研究 IV	4		
	応用言語学特殊研究 V	4		
	キリスト教思想研究 I	4		
	キリスト教思想研究 II	4		
	日本キリスト教研究	4		
	西洋文化史学研究 I	4		
	西洋文化史学研究 II	4		
	西洋文化史学研究 III	4		
	東アジア文化史学研究	4		
	日本文化史学研究 I	4		
	日本文化史学研究 II	4		
	日本文化史学研究 III	4		
	博士論文指導 I a	1		
	博士論文指導 I b	1		
	博士論文指導 II a	1		
	博士論文指導 II b	1		
関連科目	近現代社会理論研究	4		
	比較文学・比較文化研究 I	4		
	比較文学・比較文化研究 II	4		
	宗教文学研究	4		
	キリスト教言語思想研究	2		

聖書学特殊研究	4		
教育制度研究	4		
情報処理研究	2		
言語理論研究	4		
文学理論研究	4		
対照言語学研究	4		

2 言語文化專攻修士課程

分野	区分	科目名	基準単位	履修単位	備考
言語文化研究 基礎科目	選択科目	言語理論 文学理論 a 文学理論 b	4 2 2		
〔1〕文学に 関する科目	選択科 目	日本古典文学特殊研究 I 日本古典文学特殊研究 II a 日本古典文学特殊研究 II b 日本近代文学特殊研究 I a 日本近代文学特殊研究 I b 日本近代文学特殊研究 II 漢文学特殊研究 日本古典文学演習 I a 日本古典文学演習 I b 日本古典文学演習 II a 日本古典文学演習 II b 日本近代文学演習 I a 日本近代文学演習 I b 日本近代文学演習 II 英語圏文学特殊研究 I 英語圏文学特殊研究 II 英語圏文学特殊研究 III 英語圏文学演習 I 英語圏文学演習 II a 英語圏文学演習 II b スペイン語圏文学特殊研究 I a スペイン語圏文学特殊研究 I b スペイン語圏文学特殊研究 II スペイン語圏文学特殊研究 III a スペイン語圏文学特殊研究 III b スペイン語圏文学演習 I スペイン語圏文学演習 II スペイン語圏文学演習 III 聖書文学特殊研究 日本キリスト教文学特殊研 究	4 2 2 2 2 4 4 2 2 2 2 2 2 4 4 4 4 4 2 2 2 4 2 2 2 4 4 4 4 4		①*印の科目から 1 科 目必修。 ②*印の必修科目以外 から研究テーマに関 連した演習 4 単位を 含めて 12 単位必修。

		西欧キリスト教文学特殊研究 *比較文学特殊研究 I *比較文学特殊研究 II	4 4 4		
[2] 言語学に関する科目	選択科目	日本語学特殊研究 I a 日本語学特殊研究 I b 日本語学特殊研究 II 日本語学演習 a 日本語学演習 b 英語学特殊研究 I 英語学特殊研究 II a 英語学特殊研究 II b 英語学演習 スペイン語学特殊研究 I a スペイン語学特殊研究 I b スペイン語学特殊研究 II a スペイン語学特殊研究 II b スペイン語学特殊研究 III スペイン語学演習 I スペイン語学演習 II a スペイン語学演習 II b *対照言語学特殊研究	2 2 4 2 2 4 2 2 2 4 2 2 2 2 4 4 2 2 4		
[3] 言語文化伝達に関する科目	選択科目	第二言語教育特殊研究 I -1 a 第二言語教育特殊研究 I -1 b 第二言語教育特殊研究 II 第二言語教育特殊研究 III 第二言語教育演習 I a 第二言語教育演習 I b 第二言語教育演習 II 第二言語教育演習 III a 第二言語教育演習 III b 言語教育政策特殊研究 翻訳法特殊研究 I 翻訳法特殊研究 II 翻訳法演習 I a 翻訳法演習 I b 翻訳法演習 II	2 2 4 4 2 2 4 2 2 4 4 4 2 2 4		
関連科目	選択科目	情報処理特殊研究 リサーチ入門 a リサーチ入門 b	2 2 2		
	必修	言語文化総合演習 I 言語文化総合演習 II 修士論文指導 a 修士論文指導 b	2 2 1 1	6	

3 思想文化専攻修士課程

区分	科目名	基準単位	履修単位	備考
	キリスト教思想演習 I a	2		
	キリスト教思想演習 I b	2		
	キリスト教思想演習 II a	2		
	キリスト教思想演習 II b	2		
	宗教史学演習 a	2		
	宗教史学演習 b	2		
	西洋哲学演習 a	2		
	西洋哲学演習 b	2		
	西洋文化史学演習 I a	2		
	西洋文化史学演習 I b	2		
	西洋文化史学演習 II a	2		
	西洋文化史学演習 II b	2		
	日本文化史学演習 I a	2		
	日本文化史学演習 I b	2		
	日本文化史学演習 II a	2		
	日本文化史学演習 II b	2		
	日本文化史学演習 III	4		
	東洋文化史学演習 a	2		
	東洋文化史学演習 b	2		
	美術史学演習 I a	2		
	美術史学演習 I b	2		
	美術史学演習 II a	2		
	美術史学演習 II b	2		
	美術史学演習 III a	2		
	美術史学演習 III b	2		
	キリスト教思想特殊研究 I a	2		
	キリスト教思想特殊研究 I b	2		
	キリスト教思想特殊研究 II a	2		
	キリスト教思想特殊研究 II b	2		
	宗教史学特殊研究 a	2		
	宗教史学特殊研究 b	2		
	西洋哲学特殊研究 a	2		
	西洋哲学特殊研究 b	2		
選択科目	西洋文化史学特殊研究 I a	2		
	西洋文化史学特殊研究 I b	2		
	西洋文化史学特殊研究 II a	2		
	西洋文化史学特殊研究 II b	2		
	日本文化史学特殊研究 I a	2		
	日本文化史学特殊研究 I b	2		
	日本文化史学特殊研究 II a	2		
	日本文化史学特殊研究 II b	2		
	日本文化史学特殊研究 III a	2		
	日本文化史学特殊研究 III b	2		
	東洋文化史学特殊研究 a	2		
	東洋文化史学特殊研究 b	2		
	西洋美術史学特殊研究 I a	2		

	西洋美術史学特殊研究 I b	2			
	西洋美術史学特殊研究 II a	2			
	西洋美術史学特殊研究 II b	2			
	西洋美術史学特殊研究 III a	2			
	日本美術史学特殊研究 a	2			
	日本美術史学特殊研究 b	2			
	東洋美術史学特殊研究 a	2			
	東洋美術史学特殊研究 b	2			
必修 科目	思想文化総合演習 a	2	6		
	思想文化総合演習 b	2			
	修士論文指導 a	1			
	修士論文指導 b	1			

4 地球市民学専攻修士課程

区分	科目名	基準単位	履修単位	備考
	〔地球社会関係科目〕 〈地球社会演習〉			学生は、修士課程における在学期間にそれぞれの課程において定められた授業科目を履修し、必修科目および選択科目合わせて32単位以上を修得し、かつ、研究指導を受けなければならない。
	地球社会論と地球市民学 I	2		
	地球社会論と地球市民学 II	2		
	環境と開発の政治経済 I	2		
	環境と開発の政治経済 II	2		
	地球社会の政治状況 I	2		
	地球社会の政治状況 II	2		
	地球社会と宗教 I	2		
	地球社会と宗教 II	2		
	〈地球社会特殊研究〉			
	地球社会とジェンダー問題 I	2		
	地球社会とジェンダー問題 II	2		
	地球社会と情報化の諸側面 I	2		
	地球社会と情報化の諸側面 II	2		
	国際協力をめぐる法的諸問題	2		
	地球社会と福祉・ケア I	2		
	地球社会と福祉・ケア II	2		
選択 科目	〔多文化理解関係科目〕 〈多文化理解演習〉			①「地球社会関係科目」から4単位以上選択必修
	通訳コミュニケーションの諸問題 I	2		
	通訳コミュニケーションの諸問題 II	2		
	言語コミュニケーションの諸問題 I	2		②「多文化理解関係科目」から4単位以上選択必修
	言語コミュニケーションの諸問題 II	2		
	Comprehensive Peace Education (包括的平和教育) I	2		
	Comprehensive Peace Education (包括的平和教育) II	2		
	〈多文化理解特殊研究〉			③「フィールドワーク」から4単位以上選択必修
	国際労働力移動 I	2		
	国際労働力移動 II	2		
	多文化的公共空間の創出 I	2		
	多文化的公共空間の創出 II	2		

[フィールドワーク]			
調査演習 I a	2		
調査演習 I b	2		
調査演習 II a	2		
調査演習 II b	2		
調査演習 III a	2		
調査演習 III b	2		
調査演習 IV a	2		
調査演習 IV b	2		
必修科目	〈地球市民学総合演習〉 地球市民学の諸相 I 地球市民学の諸相 II 〈修士論文指導〉 修士論文指導 a 修士論文指導 b	2 2 2 1 1	6

別表第2

1 修士課程

	本学出身者	他大学出身者
(1) 入学検定料	35,000円	35,000円
(2) 令和5年度入学生納付金		
入学金	0 円	200,000円
授業料 令和5年度	530,000円	530,000円
令和6年度	530,000円	530,000円
施設費 令和5年度	100,000円	200,000円
令和6年度	100,000円	100,000円

2 博士課程

	本学出身者	他大学出身者
(1) 入学検定料	35,000円	35,000円
(2) 令和5年度入学生納付金		
入学金	0 円	200,000円
授業料 令和5年度	530,000円	530,000円
令和6年度	530,000円	530,000円
令和7年度	530,000円	530,000円
施設費 令和5年度	100,000円	200,000円
令和6年度	100,000円	100,000円
令和7年度	100,000円	100,000円